

# 青年部会規約

公益社団法人 麴町法人会

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人麴町法人会（以下法人会という）青年部会（以下本部会という）と称する。

(事務所)

第2条 本部会の事務所は法人会事務局内に置く。

(目 的)

第3条 本部会は、法人会の定款第4条、第21条に則り、健全な税務及び経営に関する知識の相互の研鑽を図り、次代の法人会を担う指導者の育成並びに法人会の事業推進を積極的に支援協力し、組織の強化とその発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 税法・税制に関する研究会ならびに講習会
- (2) 税務当局、関係各官庁との懇談会及び研修会
- (3) 経営に関する研修及び視察
- (4) (社)東京法人会連合会が主催する事業に参加
- (5) 会員の親睦を図るため旅行会及びレクリエーション行事
- (6) その他本部会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 会員は法人会員である経営者（後継家族を含む）又はその役職者の青年で本部会の目的及び事業に賛同する55歳までの者とする。年齢の基準日は当年度の4月1日とする。

(役 員)

第6条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1名	副部会長	6名以内	幹 事	若干名
会 計	1名	監 事	2名	相談役	若干名

- ② 本部会に顧問(若干名)を置くことができる。顧問は役員会の推薦により部会長が委嘱する。また、顧問は会員以外からも選出することができる。
- ③ 顧問は部会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べるものとする。

(役員を選任及び任期)

第7条 部会長は部会総会において、部会員の中から選出し、法人会会長がこれを委嘱する。

他の役員は部会長が選任指名する。任期は、法人会役員の任期に準ずるものとして重任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 部会長は、本部会を代表し会務を統括する。

- ② 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代行する。
- ③ 幹事は、部会長の指示により会務を執行する。

(会 議)

第9条 会議は総会、役員会とし、部会長がこれを召集する。会議は出席者の過半数をもって決議し、議長は部会長をもってこれにあてる。毎年4月に定時総会を開催する。

(会 費)

第10条 本部会の費用は、別途定める部会費と法人会助成金ならびに臨時会費をもってこれにあてる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

(1) 本部会の名誉を傷つける等の行為があった者については役員会の決議により会員の資格を喪失する。

(2) 本部会の年会費2期連続未納の者については退会したものとみなす。

(会 計)

第12条 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 本規約の改廃は理事会の承認を要する。
- 2 この規約は、昭和57年11月24日から実施する。
- 3 平成 4年5月14日改定
- 4 平成10年5月15日改定
- 5 平成11年4月13日改定
- 6 平成12年4月11日改定
- 7 平成17年5月23日改定
- 8 平成24年3月26日第5条を改定
- 9 平成28年7月11日第6条を改定